

第49回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 令和8年1月16日(金) 午後2時から午後4時30分まで

場 所 平塚市中央図書館 3階ホール

出席者 委員23名中、出席20名(うち代理者2名)

各市町職員 平塚市(事務局)、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 6事業所

- ・特定非営利活動法人 ミライボランティア南(秦野市)
- ・特定非営利活動法人 野の花ネットワーク(秦野市)
- ・社会福祉法人 松友会(伊勢原市)
- ・一般社団法人 ゆめの輪(伊勢原市)
- ・特定非営利活動法人
外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング(伊勢原市)
- ・特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空(二宮町)

公開の可否 公開

傍聴者数 1名

審議の経過

1 開会

2 会議の成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき報告

- (1) 要綱第8条第1項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第8条第4項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数23名、過半数12名、出席委員20名(代理出席を含む)

3 議事

(事務局)

それでは、これからの進行につきましては、要綱第6条第3項により、会長にお願いしたいと思います。

(議長)

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。まず、議事1

番の更新申請及び運送の対価の変更について協議いたします。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 入室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の更新申請について説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

資料2の資格の種類が「その他」となっていますが、その他の資格を書くという意味だと思います。

(事業者)

黒塗りの右側の資格の種類としましては、「運行管理者」の資格という形を取得しております。

(委員)

そうすると、資格の種類は「その他」ではなく、「運行管理者」となりますね。

(事業者)

はい。

(議長)

他に御質問はありますでしょうか。

(委員)

相乗りは可能でしょうか。

(事業者)

相乗りはできます。ただし、条件として同一箇所から出発して、同一箇所に降りる方としています。例えば、ご夫婦で要支援や要介護の認定を受けている方になりますと、2名乗車となりますので、その場合は相乗りが可能です。

(委員)

その場合は、1件の家庭ということになると思いますが、本人以外にも同乗する必要がある人がいる場合は、相乗りが可能ということですね。

(事業者)

はい。条件に該当する方であれば、同乗の必要がある場合は、相乗りとして対応しています。

(委員)

はい。分かりました。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の方にはご退室をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いをしたいと思います。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ミライボランティア南」の更新申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に秦野市事務局と手続きを進めてください。

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の更新申請について協議いたします。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 入室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の更新申請について説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

《質問なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の方にはご退室をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。今後につきましては、協議会後に秦野市事務局と手続きを進めてください。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 退室】

(議長)

続きまして、「社会福祉法人 松友会」の更新申請について協議いたします。

【社会福祉法人 松友会 入室】

(議長)

それでは、「社会福祉法人 松友会」の更新申請について説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「社会福祉法人 松友会」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

運輸支局の方に確認をお願いしたいのですが、資料2の運行管理体制の資格の種類は、「安全運転管理者」から「運行管理者」へ移行していると思うのですが、いかがでしょうか。

(委員・関東運輸支局神奈川運輸支局)

安全運転管理者の資格は、基礎講習と安全運転管理者の資格要件を満たしている方のいずれも含まれているため、「安全運転管理者」で構いません。

(委員)

分かりました。

(議長)

それでは、「社会福祉法人 松友会」の方にはご退室をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【社会福祉法人 松友会 退室】

(議長)

それでは、「社会福祉法人 松友会」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「社会福祉法人 松友会」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「社会福祉法人 松友会」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【社会福祉法人 松友会 入室】

(議長)

協議の結果、「社会福祉法人 松友会」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に伊勢原市事務局と手続きを進めてください。

【社会福祉法人 松友会 退室】

(議長)

続きまして、「一般社団法人 ゆめの輪」の更新申請について協議いたします。

【一般社団法人 ゆめの輪 入室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 ゆめの輪」の更新申請について説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「一般社団法人 ゆめの輪」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

付き添い料金について教えてくださいませんか。

(事業者)

付き添い料金は、500円です。

(委員)

付き添い料金は、お願いしないと料金は発生しないということでよろしいでしょうか。

(事業者)

はい、その認識でよいです。事前に付き添いが必要かを確認しています。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(議長)

それでは、「一般社団法人 ゆめの輪」の方にはご退室をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 ゆめの輪 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 ゆめの輪」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「一般社団法人 ゆめの輪」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するということがよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 ゆめの輪」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【一般社団法人 ゆめの輪 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 ゆめの輪」の更新申請について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に伊勢原市事務局と手続きを進めてください。

【一般社団法人 ゆめの輪 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の更新申請について協議いたします。

【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング 入室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の更新申請について説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

付添介助料金と添乗料金の違いを教えてください。

(事業者)

運転手が病院まで運転して、それ以降の付き添いをする場合と、2人の手が必要であり運転しない人が同乗する場合があるので、依頼があったらその都度説明いたします。

(委員)

「添乗」というのは、運転者以外の方が車内にもう1人乗る際に使う言葉です。運転者がいて、車椅子の方が乗っている際に、その方を支える必要がある場合や、介助が必要な状態のときに車内で必要な場合は添乗員です。車から降りて同行することは、「付き添い」ということになるため、添乗と付き添いは、意味が異なります。運転者が病院内に行く場合は、運転者が付き添い料金をいただくということになり、もう1人乗るわけではないはずです。

(委員)

必要があるとは思いましたが、少し分かりにくいと感じました。

(委員)

別件になります。

運送しようとする旅客の範囲のところ、該当者がいないから削除するとなりました。この場合、次に追加をする際に変更申請が必要となる事項なので、協議会での協議事項となります。利用者利便的にも削除しないでそのままにした方がよいと思います。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

申請日時点で実際に登録があるか否かという部分のみでしか申請できないため、直近で該当する方が入るような見込みはありますでしょうか。

(事業者)

具体的な予定はありません。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

申請段階でいない区分の方は、基本的に追加できないということが原則です。申請日時点ではないけれども、直近で新たな利用者が追加になる担保があれば、柔軟な対応も可能となっていますが、見込みもないということであれば、先ほどの御説明のとおり除いていただいて、具体的なめどが立った際に、変更という形で追加していただくことが適切です。

(委員)

事業者さんがおっしゃるとおり、福祉有償運送を始めようという段階で、全ての区分の会員をそろえてからの申請は難しいと思うので、見込みで可能であるということを経過の協議会での話題になっていたと思います。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

現行の処理方針上としては、先ほどお伝えしたような申請日時点で該当の方がいなくて、今後も追加する見込みがない場合は、申請対象からは除いていただくことになります。

(委員)

運輸支局の方がおっしゃったように、申請時にその人がいなければ、区分に追加しない認識でいます。提出された書類に、この人はこのような障がいがありますということが全て出てくるので、その区分に該当しない人を登録するという事はない認識です。改めてその区分の方が入るのであれば、再度申請ということだと思えます。

(伊勢原市職員)

精神障がいのある方が直近で追加になる見込みがない場合は、やはり追加できないのでしょうか。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

申請の扱いとしては、該当する人たちがいるからその区分を申請することが原則です。ただ、新たな区分になろうとする方から直近での利用意向の相談があれば、追加していただくことは可能です。

(伊勢原市職員)

該当者が実際に追加になる見込みがあれば、今後追加するという理由で申請し、現状は精神障がい者はいないが、今後受け付ける可能性があるということ、市民向けにホームページや冊子などで御案内することはできると思います。

(委員)

この団体において、精神障がいのある方が今はいないので名簿から除くというだけの話のため、ホームページなどに記載する必要はないと思います。

(委員)

今おっしゃったことは、福祉有償運送の趣旨から分かるのですが、団体さんのにも変更申請を行うことは労力だと思います。

(委員)

人を乗せて、運ぶということは、一定の厳しいルールの上で、申請を行って初めて安全安心が保たれているのだと思います。

(議長)

この件、各市町事務局はいかがでしょうか。

(平塚市職員)

平塚市事務局の認識は、運輸支局と同じです。申請時点で登録に関する要件の方がいらっしゃるかということがこれまでも原則であったと思います。今後、増える想定で、全ての区分を追加するという事は違うと思いますが、この協議会

の中で合意が取れないのかということは考えているところです。

(秦野市職員)

運輸支局に登録する上では、現行の体制に従わないといけないという認識ですが、福祉有償運送事業者や利用者の利便性のため、必要に応じて区分追加できるような配慮が必要ではないかという意見も十分理解できます。

ただ、そうであれば、事業者がこの協議会の場において、当該区分の登録について審議されることを求める必要があると思います。

(伊勢原市職員)

本市としても、原則、国土交通省の運用基準があるのであれば、そこは従うと思いますが、審議前の期間で利便性の担保が図られるかということが重要だと思います。今回、実際に事業者さんに御説明いただいて、必ず区分に該当する利用者がいるようであれば、認めてもよいかと思いました。

(二宮町職員)

二宮町としましては、例えば、急に障がいのあるお子さんなどが含まれた場合に、「その他の障害を有する者」に加えていただいて、次の協議会開催時に諮っていただくことがよいと思います。

(議長)

この件、タクシー事業者様からはいかがでしょうか。

(委員)

タクシーの仕事は、どのような方が来ても乗車を断ることができない状況です。私も2年ほど委員として携わっていますが、この区分は本当に必要であるのかと思う部分があります。該当しない区分を除いて、数年後に新たに追加となった場合に、再度申請する必要があるというのは負担になると思います。国の仕組みが変わるとよいかなと思います。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

今おっしゃっていただいたことに関して補足です。例えば、事前の契約などで確実に登録される見込みが担保されている場合であれば、記載することも可能です。

(委員)

私は、利用者の立場でこの場にいるのですが、この区分になる人が利用しようと思ったときには、区分になれば利用できないという意味でしょうか。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

最初におっしゃった該当区分の方たちがいるから、この区分を申請するという位置づけや、今後追加になる見込みの担保のため、その根拠として名簿を御提出いただいています。

(委員)

新しく申請するところは、登録者がいないと追加できないということに疑問を感じます。

(平塚市職員)

運輸支局に御確認いただきたいのですが、見込みの部分というのは、どの程度を担保しなければならないのでしょうか。例えば、精神障がいのある方が追加になる見込みがあるので、現状のままの申請内容で、協議が整ったという状況であれば、申請を受け付けていただけなのか、その辺りはいかがでしょうか。

(委員・関東運輸局神奈川運輸支局)

担保としては、団体で新しく入る方の情報や、何月頃に入るという見込みを記載していただいたものになります。その担保をもとに、追加可能というようにしています。新たに追加されるという明確な見込みがない場合は、協議が整っていた場合でも、運輸支局への提出段階で申請から除いていただくことになります。

(委員)

更新日が5月20日であり、まだ先になります。5月20日までに精神障がいの方の希望があつて名簿に載せられたら、協議会で諮らなくても、業者の名簿に記載されているのであれば、このままの内容で更新申請が提出できる可能性もあると思います。

(委員)

資料3で、「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」の運転免許の種類ですが、「区分」が記載されていないので、ここについては、普通又は中型、準中型といったところを確認いただかないと免許の種類として一種、二種のみでは不適切だと思うので、確認して差し替えるなりしていただければと思います。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の方にはご退室をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された更新申請についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、資料3「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」の運転免許の種類に区分を追記したうえで、これを承認するとい

うことでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の更新申請について、資料3「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」の運転免許の種類に区分を追記したうえで、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に伊勢原市事務局と手続きを進めてください。

【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング 退室】

(議長)

続きまして、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の更新申請及び運送の対価の変更について協議いたします。

【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 入室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の更新申請及び運送の対価の変更について説明をお願いいたします。

【二宮町職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

料金一覧のところ、待機料金が「30分までごとに」とありますが、5分や10分はおいくらになりますか。

(事業者)

待機料金ですが、30分までの時間が550円という形で適用をする予定です。

(委員)

ということは、32分などは1,100円になるということですね。

(事業者)

お見込みのとおりです。

(委員)

分かりました。

(事業者)

ただ、待機料金は、10年ほどで1回あったくらいで、実態としては、ほとんどありません。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の方にはご退室をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された更新申請及び運送の対価の変更について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された更新申請及び運送の対価の変更についてお諮りします。本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された更新申請及び運送の対価の変更について、これを承認するという事に決しました。

【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の更新申請及び運送の対価の変更について承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に二宮事務局と手続きを進めてください。

【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

続きまして、報告事項に入ります。平塚市より報告をお願いします。

(平塚市職員)

平塚市より3件、報告があります。

前回、第48回運営協議会で平塚市から報告をいたしました、フリードケアサービスの6,000円の料金内訳の件ですが、事業者を確認したところ、内訳は、「距離3キロ 450円、迎車料金 300円、介助料金 500円、福祉車両利用料 500円、ストレッチャー使用料金 2,000円、添乗料金 2,000円、待機料金 250円」です。

次に、2点目、軽微な変更の御報告です。ナスクルが7月1日付けで車両の追加を行いました。3台増えて8台となりました。理由としましては、透析などの利用者が増加したことによるものです。

最後に、日本アビリティーズ協会の福祉有償運送事業の廃止について報告いたします。平塚市以外にも町田市や横浜市に事業展開しておりましたが、担い手不足が理由により、令和7年6月20日付けで福祉有償運送事業を廃止しました。当時登録のあった6名の利用者には、他の事業者を利用するなど全員から了承を得ているとのことでした。

以上です。

(議長)

続きまして、秦野市より報告をお願いします。

(秦野市職員)

前回と前々回の協議会におきまして、福祉有償運送を行う市内の事業者による車検切れの件及び交通事故発生時における国土交通省への報告不備の2点について報告いたしました。これらの再発防止に向けた取り組みとして、かながわ福祉移動サービスネットワーク様と協力させていただき、昨年11月6日に学習会を開催いたしましたので、その件について報告させていただきます。

この学習会は、市内事業者全体の法令遵守、リスク、そして危機管理の理解を確実に向上させるという目的のもと、本市事務局も参加いたしました。全国移動ネットワークサービスの副理事長を講師にお招きし、福祉有償運送の運行管理者が行うべき業務を登録施行規則に基づいて確認し、また、医療サービスの提供や運営の中で起こり得るリスクにおいて、事業者の方に課せられる責任などについて学習いたしました。

引き続き、地域における福祉の充実を図るということで、このような機会を引き続き行って参りたいと思います。

以上です。

(議長)

続きまして、地域内での有償運送などに関して、意見交換を行いたいと思います。

これより、委員の皆様でご意見がある方は挙手をお願いします。

(委員)

夫が福祉有償運送を利用できるようになったので、助かっています。私も視覚障がい1級で、同じ病院に2人で行くっていいことはありませんが、本当は一緒に行きたいと思っています。その事業所さんが同乗できるのかは分かりませんが、私と夫は別々で付き添いを頼んで行っています。私も夫と同じ車に同乗したいと思い、今日質問したところ、何人か乗れる場合もある話を聞いたので、もう一度、今契約している福祉有償運送事業者にお話を聞きたいと思いました。

2年間委員として出席させていただきましたが、この制度のことを知らなかったのが、知ることができてよかったと思います。多くの方が利用できるようになったらよいと思いました。

(委員)

ありがとうございました。私もヘルパー事業を行っておりますが、更新申請の書類のチェックのみを行うよりも、このような皆さんの声や、福祉有償運送をもっと広めていただくことに時間を使えたらよいと思っています。

事業を新たに立ち上げることは、ハードルが高く、世代交代も難しいです。横浜など先に始められる地区ではかなり廃業しています。それを皆様と共有したいです。どうしたら、その団体さんも続けていけるかという部分で応援いただけ

ると嬉しいです。事業者として、先ほどのようなお声をいただけると励みになるので、このような場が共有できるようになればよいと思っています。

(議長)

事務局から何かございますか。

(事務局)

今年度の運営協議会は、今回で最後となる予定ですが、急きょ開催が必要となった場合には、関係機関とも調整のうえ、改めて皆さまにご連絡申し上げます。何もなければ、次回の開催は来年度で、事務局は秦野市となります。以上です。

(議長)

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。運営協議会の円滑な議事進行にご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。それでは進行を事務局にお渡しいたします。よろしく願いいたします。

(事務局)

会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、「第49回 湘南西部地区福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。